

「動画でわかる! 7大疾病保障付住宅ローン
ビッグ&セブン〈Plus〉」は

こちらから ▶▶▶



三菱UFJ銀行の
7大疾病保障付住宅ローン
ビッグ&セブン
〈Plus〉

3大疾病保障充実タイプ なら、

がんの診断や、脳卒中・急性心筋梗塞の入院でローン残高が0円に!

ほかにも、先進医療や女性特有の病気もカバーした

安心の保険料タイプ もご用意しています。

住まいと家族を守るためにあなたの“もしも”をしっかりカバー

7大疾病保障付住宅ローン
ビッグ&セブン〈Plus〉



MUFG 三菱UFJ銀行

7大疾病保障付住宅ローン ビッグ&セブン<Plus>

補償対象となる
7大疾病

3大疾病
+
4つの生活習慣病

悪性新生物(がん)※上皮内がんを除く

脳卒中

急性心筋梗塞

高血圧性疾患

糖尿病

慢性腎不全

肝硬変

住宅ローンをお借り入れ後、“もしも”病気になつたら…

病気で今までどおり働けなくなると、収入の減少により住宅ローンの返済が家計の大きな負担となつてしまします。手に入れたマイホームとご家族を守るため安心できる備えはできていますか。

① 7人に1人が7大疾病に

7大疾病による患者数は約1,850万人にものぼり、日本人の約7人に1人が罹患しています。

●7大疾病的患者数割合

15% (約1,850万人)

出典:厚生労働省
「2017年 患者調査の概況」



② 3大疾病における平均入院日数は短期化

「医療技術の進歩」により入院日数は短期化傾向がすすんでいます。

平均**22.5**日

「医療技術の進歩」により
入院日数は1ヵ月以内にまで減少

出典:厚生労働省「2017年 患者調査の概況」調査対象期間中に退院した患者(35~64歳)

③ リスクがあるのは「がん」だけではありません

日本人のおおよそ**2人に1人**が一生のうちに「がん」と診断されています。

出典:国立がん研究センター がん情報サービス 最新がん統計(2021年8月現在)

ただし、「脳卒中」「急性心筋梗塞」も、誰にでも起こり得る病気です。また、再発リスクもあり、継続治療が必要となる場合も。とくに、3大疾病は、入院治療が必要となるだけでなく、介護状態になる可能性もあります。



出典:Hata J, et al: J Neurol Neurosurg Psychiatry 2005; 76: 368-372

“もしも”的備えは十分ですか？

3大疾病保障充実タイプなら、

がんの診断^(*)や、脳卒中・急性心筋梗塞の入院で

住宅ローン残高が**0円**になるので安心です!

(*)90日間の待機期間があります。上皮内がんは除きます。

くわしくは次のページをご覧ください



まだ若いし、体力的にも自信があるので、必要あるのかな?

働き盛りの年代で「3大疾病」と「生活習慣病」が増えてきています。今は身近に感じられなくても、返済期間が長期であることを考えて、もしもの備えもお考えください。



がんの保障だけで十分な気もするけど?

3大疾病的総患者数は、「がん」が約178万人、「脳血管疾患」が約111万人、「心疾患」が約173万人です。*
「脳血管疾患」や「心疾患」も「がん」と同様に、もしもの場合に備える必要性をご検討ください。
※出典:厚生労働省「2017年患者調査の概況」



保険は他にも入ってるから大丈夫じゃないかな?

住宅ローンお借入後、万が一お亡くなりになった場合は「団体信用生命保険」で保障されますが、働けなくなった場合は住宅ローン返済が残ります。住宅ローンの返済は別途備える必要があります。



本パンフレットのデータは、当行の「7大疾病保障付住宅ローン ビッグ&セブン<Plus>」の補償対象となる疾病とは必ずしも一致しません。当該商品の補償対象となる疾病的範囲は、重要事項説明書・約款にてご確認ください。

保障内容・お支払方法が異なる**2つのタイプ**からお選びいただけます。

＼住まいと家族を守る安心の住宅ローン／

7大疾病保障付住宅ローン ビッグ&セブン<Plus>

3大疾病保障充実タイプ

(金利上乗せ型)

**悪性新生物
(がん)**

※上皮内がんを除く

**脳卒中
(脳梗塞など)・
急性心筋梗塞**

**4つの生活習慣病
[高血圧性疾患
糖尿病
慢性腎不全
肝硬変]**

**診断
されたら**

※90日間の待機期間が
あります。

**入院
したら**

就業障害が30日を
超えて継続したら

月間返済額を
最長1年補償

就業障害が
1年30日を超えて
継続したら

安心の保険料タイプ

(保険料支払型)

**悪性新生物
(がん)**

※上皮内がんを除く

**脳卒中
(脳梗塞など)・
急性心筋梗塞**

**4つの生活習慣病
[高血圧性疾患
糖尿病
慢性腎不全
肝硬変]**

就業障害が30日を超えて継続したら

月間返済額を**最長1年補償**

就業障害が1年30日を超えて継続したら

住宅ローン残高0円!

がんの診断や、脳卒中・急性心筋梗塞の入院で
住宅ローン残高が0円に!
入院日数の条件はありません。

くわしくは3~4ページへ

住宅ローン残高0円!

毎月の保険料のご負担を抑えたうえで、
7大疾病による就業障害へ備えることができます。
加入後に途中で解約することも可能です。

くわしくは5~7ページへ

3大疾病のとき、すぐに補償され心強い! 3大疾病保障充実タイプ

(金利上乗せ型)

補償内容

悪性新生物 (がん)

※上皮内がんを除く

脳卒中 (脳梗塞など)・ 急性心筋梗塞

4つの生活習慣病^(*3)

- 高血圧性疾患
- 糖尿病
- 慢性腎不全
- 肝硬変

診断^(*1) されたら

※90日間の待機期間があります。

入院^(*2) したら

就業障害^(*4)が
30日を超えて継続したら

月間返済額を
最長1年補償

就業障害^(*4)が
1年30日を
超えて継続したら^(*5)

住宅ローン残高0円!

お借入額上限

最高お借入額1億円^(*6)

ご加入いただける年齢

お借入時に満18歳以上満50歳の誕生日の当日まで

ご加入いただける時期

お借入時のみ (お借入後はご加入できません)

医師の診査・診断書等

不要 (お客様の告知のみでご加入いただけます)

※医師の診査や診断書等は一切不要ですが、告知内容(過去の病歴等)によりご加入いただけない場合があります。

特約

なし

お支払方法

お借入金利に年0.3%上乗せ ※保険料は銀行負担となります。

中途脱退

不可

保険料控除

対象外

3大疾病保障充実タイプ(金利上乗せ型)

(*1)がん(※上皮内がんを除く)に罹患し、医師等により病理組織学的所見(生検を含む)によって診断確定された場合。90日間の待機期間があります。待機期間とは、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前のことをいいます。この間に診断確定がなされても、保険金支払の対象外です。(※2)①脳卒中を発病し、その疾病により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CT(コンピュータ断層撮影法)またはMRI(磁気共鳴映像法)によつてその責任病巣が医師等により確認され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合、②急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって医師等により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合。①②ともに手術を受けない場合も対象です。詳細は必ず重要事項説明書・約款をご確認ください。(※3)悪性新生物で(*1)以外または脳卒中・急性心筋梗塞で(*2)以外の罹患も同補償となります。(※4)入院または医師等の指示による自宅療養により、被保険者の経験や能力に応じたいかなる仕事もまったくできない状態。くわしくは8ページをご覧ください。(※5)就業障害(*4)が30日間の免責期間を超えて継続した場合、毎月のローン返済額を最長1年補償。就業障害(*4)が1年30日の免責期間を超えて継続した場合、別途保険金が支払われ、住宅ローン残高が0円になります。(※6)借入明細ごとに「3大疾病保障充実タイプ」「安心の保険料タイプ」の選択が可能で、総額1億円までのお借り入れとなります。

※ご加入にあたっては、必ず重要事項説明書・約款をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、引受保険会社までお問い合わせください。

※本保険をお申し込みいただくかどうかが、当行でのお取引(融資・預金等)に影響するものではありません。本保険は預金等ではなく、預金保険制度の対象ではありません。

お支払方法

ご契約の住宅ローンお借入金利に年0.3%上乗せ

住宅ローン金利 + 年 **0.3%**

【追加負担額例】

【借入条件】 借入金額: 2,000万円(ボーナス月増額返済なし)・借入金利: 年1.5%・借入期間: 35年・返済方法: 元利均等返済

	金利	月々の返済額(概算)
7大疾病保障付住宅ローン (3大疾病保障充実タイプ)	年1.8%	64,218円
通常の住宅ローン	年1.5%	61,236円

月々
約3,000円の
実質負担で
大きな保障!

住宅ローンをお借入後、住宅ローン残高が
0円になったお客さまからの**声**が届いています。

Case1

「急性心筋梗塞」で入院

年齢(罹患時) 40代

経緯 急性心筋梗塞と診断され、そのまま10日間入院。発症後38日で職場へ復帰。

補償内容

〈発症時の住宅ローン残高〉 〈保険金請求手続後〉

約4,500万円 → 0円

Case2

「がん」と診断

年齢(罹患時) 30代

経緯 風邪気味で耳鼻科に行ったところ、検査の結果、甲状腺乳頭がんと診断。

補償内容

〈発症時の住宅ローン残高〉 〈保険金請求手続後〉

約2,000万円 → 0円



一括完済で住宅ローン残高が
0円になり、本当に助かりました。

※上記は実例を基にしたモデルケースです。



お手ごろな保険料で、先進医療や女性特有の病気もカバー!

安心の保険料タイプ

(保険料支払型)

悪性新生物
(がん)

※上皮内がんを除く

脳卒中
(脳梗塞など)・
急性心筋梗塞

4つの生活習慣病
高血圧性疾患
糖尿病
慢性腎不全
肝硬変

補償内容

就業障害^{(*)1}が30日を超えて継続したら

月間返済額を最長1年補償

就業障害^{(*)1}が1年30日を超えて継続したら^{(*)2}

住宅ローン残高0円!

お借入額上限

最高お借入額1億円^{(*)3}

ご加入いただける年齢

お借入時に満18歳以上満56歳の誕生日の当日まで

ご加入いただける時期

お借入時のみ (お借入後はご加入できません)

医師の診査・診断書等

不要 (お客様の告知のみでご加入いただけます)

※医師の診査や診断書等は一切不要ですが、告知内容(過去の病歴等)によりご加入いただけない場合があります。

特 約

自動付帯
オプション

総合先進医療特約

特定女性疾病および妊娠に伴う身体障害のみ補償特約

くわしくは7ページをご覧ください

お支払方法

補償内容によって設定された保険料を毎月お支払い

中途脱退

可 能

保険料控除

税法上、介護医療保険料控除の対象

安心の保険料タイプ(保険料支払型)

(*)1 入院または医師等の指示による自宅療養により、被保険者の経験や能力に応じたいかなる仕事もまったくできない状態。くわしくは8ページをご覧ください。

(*)2 7大疾病により就業障害^{(*)1}が30日間の免責期間を超えて1年間継続した場合、別途保険金が支払われ、住宅ローン残高が0円になります。

(*)3 借入明細ごとに「3大疾病保障充実タイプ」・「安心の保険料タイプ」の選択が可能で、総額1億円までのお借り入れとなります。

※ご加入にあたっては、必ず重要事項説明書・約款をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、引受保険会社または代理店までお問い合わせください。

※本保険をお申し込みいただくかどうかが、当行でのお取引(融資・預金等)に影響するものではありません。本保険は預金等ではなく、預金保険制度の対象ではありません。

お支払方法

補償内容によって設定された保険料を毎月お支払い

本商品は、性別・年齢・お借入残高・毎月の返済額等によって保険料が異なります。

【毎月の保険料推移例】

保険料は金利に上乗せしません(口座振替により引き落としさせていただきます)。

【借入条件】 借入金額:2,000万円(ボーナス月増額返済なし)・借入金利:年1.5%・借入期間:35年・返済方法:元利均等返済

性別	借入時年齢	初回支払月	5年後	10年後	15年後	20年後	25年後	30年後
	30歳	144円	281円	573円	1,092円	1,731円	2,387円	2,279円
男性	35歳	306円	646円	1,280円	2,155円	3,285円	3,904円	3,460円
	40歳	714円	1,454円	2,547円	4,117円	5,411円	5,990円	4,453円

性別	借入時年齢	初回支払月	5年後	10年後	15年後	20年後	25年後	30年後
	30歳	110円 (461円)	196円 (509円)	394円 (690円)	837円 (1,212円)	1,645円 (2,018円)	2,036円 (2,250円)	1,679円 (1,815円)
女性	35歳	212円 (560円)	443円 (781円)	980円 (1,422円)	2,048円 (2,514円)	2,801円 (3,098円)	2,872円 (3,107円)	2,427円 (2,532円)
	40歳	488円 (865円)	1,112円 (1,617円)	2,422円 (2,975円)	3,512円 (3,886円)	3,979円 (4,307円)	4,192円 (4,373円)	3,359円 (3,424円)

※カッコ内は女性が上記同条件で女性特有の疾病および妊娠に伴う身体障害を補償する特約をご利用の場合。

※初回支払月は、お借入月の翌々月になります。また、5年後とは初回支払月の5年後の応当月とし、以降の各年後についても同様のものとします。

※上記保険料推移例は概算になります。ボーナス返済の割合やお借入日、返済日により保険料は多少異なります。また、この団体契約は5月1日から

翌年5月1日までの1年契約となります。更新契約について、保険料の改定等が行われる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【毎月の保険料推移グラフ】

【借入条件】

借入時年齢:33歳、男性

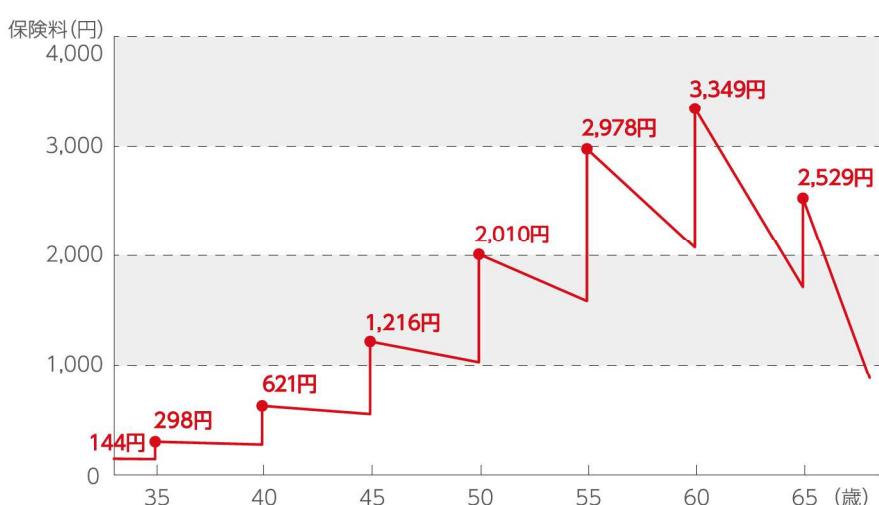
借入金額:2,000万円

(ボーナス月増額返済なし)

借入期間:35年 借入金利:年1.5%

返済方法:元利均等返済

※右記保険料推移グラフは概算になります。



お客様のご契約内容によって、保険料は異なります。ぜひ、窓口にて**保険料シミュレーション**をお試しください。

●保険料は月払いです。性別・年齢(*) (5の倍数年齢)・お借入残高・毎月のご返済額等により決まります。お借入残高等の変動により毎月保険料は変動します。

(*)5月1日における満年齢となります(例:10月に誕生日を迎え、40歳になる方は、翌年の5月1日から40歳として保険料が決定します)。窓口でのシミュレーション結果でご確認ください。

●保険料の払い込みはローンお借入時の翌々月からローンの約定最終返済月の前月までとなります(中途脱退時を除く)。

●保険料は、ご指定いただくローン返済用預金口座から毎月月末(土・日・祝日等の場合は前平日窓口営業日)に口座振替により引き落としさせていただきます。

●毎月の保険料は、あらかじめご案内することはできません。概算の保険料について、窓口でシミュレーションいたします。

「安心の保険料タイプ」の特約

総合先進医療特約

自動付帯

被保険者が身体障害^(*)を被り、その直接の結果として先進医療を受けた場合、(※)傷害または疾病をいいます。

その技術料に対して**総合先進医療基本保険金(300万円限度)**と
総合先進医療一時金10万円をお支払い。

●総合先進医療基本保険金のお支払いは、この特約の保険期間(当年5月1日16時～翌年5月1日16時)を通じ300万円を限度とします。

●総合先進医療一時金のお支払いは、この特約の保険期間(当年5月1日16時～翌年5月1日16時)を通じ1回に限ります。

●以下の費用等先進医療に関する技術料以外の費用は含まれません。

①公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ②先進医療以外の評価療養のための費用

③選定療養のための費用 ④食事療養のための費用 ⑤生活療養のための費用

■先進医療とは…

公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療をいいます。ただし、先進医療を受けた日現在において、公的医療保険制度に基づき給付の対象となる療養は除きます。

公的医療保険制度があれば、最先端の治療も受けられるはず…。



一般的な医療保険では、

高額となる先進医療の治療費が対象とならない場合があります。

先進医療の治療費(平均費用)



先進医療の技術料は公的医療保険制度の給付対象となりません。したがって、先進医療による治療や手術などを受けた場合、その技術料は全額自己負担になります。保険適用外ですのでしっかりと備えておく必要があります。

先進医療は、公的医療保険の対象にするかを評価する段階にある治療・手術などです。評価の結果、公的医療保険の対象に移ったり、評価の対象から外れたり、先進医療の内容は時とともに変化します。

出典:2020年12月3日厚生労働省「中央社会保険医療協議会資料」(2019年7月～2020年6月実績)より東京海上日動火災保険作成

特定女性疾病および妊娠に伴う身体障害のみ補償特約

オプション

「女性特有の疾病」および「妊娠」に伴う身体障害により
いかなる業務にも従事できない状態が30日間の免責期間を超えて継続した場合、



31日目以降毎月の**ローン返済額を保険金**としてお支払い。
いかなる業務にも従事できない状態が
1年30日を超えて継続した場合、**住宅ローン残高が0円**に。

※特約をご利用の場合の保険料については、6ページをご覧ください。

※「女性特有の疾病」の例

①子宮筋腫(子宮にできる腫瘍。特に症状として表れないことが多いものの、不妊や流産の原因となることがあります。)

②卵巣のう腫(卵巣に液体や脂肪が溜まる病気。初期状態に目立った痛みはないものの、肥大してくると腹痛、疼痛、頻尿、便秘などの症状もでてくることもあります。)

※住宅ローンご契約者が女性の場合にご利用いただけます。くわしくは重要事項説明書・約款をご確認ください。

●特定女性疾病および妊娠に伴う身体障害のみ補償特約を付帯する場合、特約保険料が7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険の保険料に加算されます。

●ご加入後の特約追加および特約のみの解約はできません。

3大疾病保障充実タイプ (金利上乗せ型)

安心の保険料タイプ (保険料支払型)

たいせつなご注意事項

ご注意事項

1

告知の内容によりご加入いただけない場合があります

過去に悪性新生物(がん)や脳卒中等「告知書」記載の病気にかかったことがある方等、告知の内容によりご加入いただけない場合があります。

※「告知書」は窓口にご用意しています。

ご注意事項

2

上皮内がんは保険金お支払いの対象外となります

上皮内がん(上皮内新生物)とは、がんが粘膜の一番上の上皮内にとどまっている、粘膜の一番下を構成している基底膜がまだ破壊されていない状態をいいます。

臨床的には、代表例として子宮頸部の上皮内がん・大腸の粘膜内がん(悪性腫瘍細胞の広がりが粘膜固有層にとどまっている状態)等をあげることができます。また、胃がん・肺がん等のように特定部位の名称を称したがんとは異なり、発生部位を特定した疾患定義ではありません。

ご注意事項

3

いかなる業務にも従事できない(就業障害)状態とは

7大疾病で入院または医師等の指示による自宅療養により、被保険者の経験や能力に応じたいかなる仕事もまったくできない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

■たとえば、会社員の場合、全日出社できず他の仕事(軽作業や事務作業等)もまったくできない状態、医師等の場合なら全日休診で他の仕事もできない状態です。この場合、営業活動や医療行為ができなくても、他の業務(事務等)が可能な場合はお支払いの対象となりません。

■午前中休んで午後就業する場合は、“いかなる仕事もまったくできない”状態には該当いたしませんので、保険金のお支払対象にはなりません。

■一般に入院中は“いかなる仕事もまったくできない”状態に該当いたしますが、自宅療養の場合は「医師等の指示による自宅療養」が保険金のお支払対象となります。

※「いかなる業務にも従事できない状態」であるかの確認にあたっては、医師等の診断書、あるいは医師等への事情確認、就業障害状況報告書や被保険者ご本人への事情確認等によって確認させていただきます。

ご注意事項

4

他にもご注意いただきたいことがあります

■保険金をご請求いただいた場合、引受保険会社による医師等の診断書による審査、または主治医への照会のために、保険金のお支払いまでにお時間をいただくことがあります。

■住宅ローンのご返済は、保険金のお受取期間中も継続いたします(毎月のローン返済額の保険金は、住宅ローンのご返済とは別に、ご加入の際にお客様にご指定いただきましたローン返済用口座にお支払いいたします)。

■7大疾病で就業障害となり、その就業障害期間の途中で、その疾病を理由としてやむを得ず会社を退職した場合でも、医師等が認定する就業障害期間は、保険金お支払いの対象となります。

■保険金のお支払期間(てん補期間)は1事故あたり1年間とします。なお、就業障害が終了した後、その日を含めて6ヶ月を経過した日までに、前の就業障害の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます)によって再び就業障害となつた場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなし、保険金をお支払いします。

■ご不明な点は、9ページ・10ページに記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

3
大
疾
病
保
障
充
実
タ
イ
プ

安
心
の
保
険
料
タ
イ
プ

た
い
せ
つ
な
ご
注
意
事
項

商
品
詳
細

商品詳細

3大疾病保障充実タイプ(金利上乗せ型)

対象商品	■住宅ローン、セカンド住宅ローン
ご利用いただける方	■上記対象商品を新規にお借り入れいただき、年齢が借入時に満18歳以上満50歳の誕生日まで、就業されているお客さま(国内居住者)
借入金額	■500万円以上1億円以内(10万円単位)
借入利率	■上記対象商品の店頭表示金利に0.3%上乗せになります。※各種金利優遇もあわせてご利用いただけます。
返済方法	■「元利均等返済方式」と「元金均等返済方式」からお選びいただけます。■「毎月返済」と「毎月返済とボーナス月増額返済の併用」からお選びいただけます。※ボーナス月増額返済に充てることはできるのは借入金額の50%以内です。■借入時から最長1年間の元金返済の据え置き(1ヵ月単位、利息は毎月払い)もできます。※親子リレー返済はご利用いただけません。
保険の名称(主な特約)	■団体長期障害所得補償基本特約・特定生活習慣病のみ補償特約(B)・債務一括返済支援特約および債務返済支援特約付総合生活保険
保険の申込・加入について	■本保険の申込にあたっては、健康状態について所定の用紙で告知いただきます。過去の病歴等により、お申し込みいただけない場合がありますので、あらかじめご了承願います。■被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。お申し込みにあたっては、補償内容を十分にご確認ください。
保険責任対象期間	■ローンお借入日(ローン実行日)の翌々月の初日からローン約定最終返済月の前月末日までとなります。
就業障害について	■就業障害(いかなる業務にも従事できない状態)とは、7大疾病(*)で入院または医師等の指示による自宅療養により、被保険者の経験や能力に応じたいかなる仕事もできない状態をいいます。くわしくは当行ホームページをご覧ください。 (*)7大疾病とは、3大疾病(悪性新生物(がん)※上皮内がんを除く・脳卒中・急性心筋梗塞)と、4つの生活習慣病(高血圧性疾患・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変)です。
お受け取りいただく保険金	■悪性新生物(がん)は所定の悪性新生物に罹患したと医師等によって病理組織学的所見により診断確定された場合、住宅ローンお借入残高相当額の保険金が当行宛てに支払われ、債務の返済に充当されます。■脳卒中・急性心筋梗塞は補償開始日以後の疾病を原因として、所定の脳卒中・急性心筋梗塞を発病し、その脳卒中・急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした入院をした場合、住宅ローンお借入残高相当額の保険金が当行宛てに支払われ、債務の返済に充当されます。■4つの生活習慣病(上記所定の状態を除く悪性新生物・脳卒中・急性心筋梗塞を含む)で入院または医師等の指示による自宅療養により働けない状態が、30日間の免責期間を超えて継続した場合、31日目以降の就業障害期間に対し1ヵ月につき毎月平均返済予定額(*)を1年間を限度としてお受け取りいただけます。■4つの生活習慣病(上記所定の状態を除く悪性新生物・脳卒中・急性心筋梗塞を含む)で入院または医師等の指示による自宅療養により働けない状態が、1年30日を超えて継続した場合、その時点での住宅ローン残高相当の保険金が債務の返済に充当されます。■保険金をご請求いただいた場合、引受保険会社による医師等の診断書による審査、または主治医への照会のために、保険金のお支払いまでにお時間をいただくことがあります。■住宅ローンのご返済は、保険金のお受取期間中も継続いたします(毎月のローン返済額の保険金は、住宅ローンのご返済とは別に、お申し込みの際にお客さまにご指定いただきましたローン返済用口座にお支払いいたします)。■7大疾病で就業障害となり、その就業障害期間の途中で、その疾病を理由としてやむを得ず会社を退職した場合でも、医師等が認定する就業障害期間については、保険金お支払いの対象となります。(※)保険料払込月の前月末時点を基準とした年間返済予定額÷12となります。ただし、約定上の最終毎月返済分と最終ボーナス返済分は年間返済予定額の計算には含めません。ローン約定最終返済月までの期間が12ヵ月以内の場合は年間返済予定額を「約定残存ご返済月数-1」で割った額となります。
保険料	■保険料は当行負担となります。
脱退事由	以下の場合には自動的に脱退となります。 (1)ローンを一括完済したとき(金利低下等により約定最終返済月前に返済が終了する場合を含む)(2)代位弁済されたとき(団体信用生命保険金による弁済も含む)(3)被保険者が満80歳に達したとき(4)被保険者が死亡したとき
保険金をお支払いしない主な場合	主に下記のような原因により生じた就業障害に対しては保険金をお支払いできません。 (1)所定の7大疾病以外の病気またはケガ(2)被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは病気(3)自殺、闘争または犯罪行為によるケガまたは病気(4)麻薬、あへん、覚せい剤等の使用によるケガまたは病気(5)戦争、内乱または暴動等によるケガまたは病気(テロを除く)(6)核燃料物質の有害な特性等によるケガまたは病気(7)就業障害発生後、30日間の免責期間中または保険責任対象期間開始前に発病した7大疾病による就業障害の場合(ただし、新規お申込時の保険対象期間開始後1年を経過した後に開始した保険金支払事由については、保険金のお支払いの対象となります)等。告知書等に★が付された事項は、お申し込みに関する重要な事項(告知事項)です。お申込時に告知書等に正確に記載してください。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や、事実をお答えいただかない場合はお申し込みを解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。 【他の所得補償保険等で保険金や共済金が支払われていない場合】他の所得補償保険等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 【他の所得補償保険等で保険金や共済金が支払われている場合】すでに他の所得補償保険等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
取扱代理店	
その他	■住宅ローン、セカンド住宅ローンについて、くわしくは当行窓口またはホームページの説明書をご覧ください。■お借入利率は当行窓口、コールセンターまたはホームページでご確認ください。■住宅ローンのお申し込みに際しては当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望にそえない場合があります。なお、審査の内容についてはお答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。■パンフレットには、ご契約上の大切な事柄が記載されていますので、ご一読のうえ、保険申込後、引受保険会社より郵送される被保険者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。また、被保険者証は、申込内容を確認する大切なものです。被保険者証が到着しましたらご意向通りの申込内容になっているかどうかをご確認くださいますようお願いいたします。

■本パンフレットにおける「7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険」の概要説明は、当行が保険契約者としての立場から、住宅ローンご利用者のために行っています。いわゆる保険募集のための説明ではありません。お申し込みにあたっては、必ず「申込書兼告知書」に添付の重要事項説明書・約款をよくお読みください。
■本保険をお申し込みいただくかどうかが、当行のお取り引き(融資・預金等)に影響するものではありません。本保険は預金等ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
■この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象です。引受保険会社の経営が破たんした場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

保険内容についてくわしくは、「申込書兼告知書」に添付の重要事項説明書・約款でご確認いただくか、下記の引受保険会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先	東京海上日動火災保険株式会社 担当室:金融法人部 三菱UFJ室 TEL:0120-310-768 受付時間:平日9:00~17:00(土・日・祝日および年末・年始は休業とさせていただきます)
---------	--

商品詳細

安心の保険料タイプ(保険料支払型)

対象商品	■住宅ローン、セカンド住宅ローン
ご利用いただける方	■上記対象商品を新規にお借り入れいただき、年齢が借入時に満18歳以上満56歳の誕生日まで、就業されているお客さま(国内居住者)
借入金額	■500万円以上1億円以内(10万円単位)
借入利率	■上記対象商品の店頭表示金利となります。※各種金利優遇もあわせてご利用いただけます。 ※保険料は別途口座振替により引き落としとなりますので、金利への保険料上乗せはありません。
返済方法	■「元利均等返済方式」と「元金均等返済方式」からお選びいただけます。■「毎月返済」と「毎月返済とボーナス月増額返済の併用」からお選びいただけます。※ボーナス月増額返済に充てができるのは借入金額の50%以内です。■借入時から最長1年間の元金返済の据え置き(1ヶ月単位、利息は毎月払い)もできます。※親子リレー返済はご利用いただけません。
保険の名称(主な特約)	■団体長期障害所得補償基本特約・特定生活習慣病のみ補償特約・債務一括返済支援特約および債務返済支援特約付総合生活保険
保険の申込・加入について	■本保険の加入にあたっては、健康状態について所定の用紙で告知いただきます。過去の病歴等により、ご加入いただけない場合がありますので、あらかじめご了承願います。■被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては、補償内容を十分にご確認ください。
保険責任対象期間	■ローンお借入日(ローン実行日)の翌々月の初日からローン約定最終返済月の前月末日までとなります。この団体契約の保険期間は、5月1日16時から翌年5月1日16時までですが、保険期間の終了時において、保険対象期間中である被保険者は、東京海上日動火災保険株式会社と当行との保険契約が継続する限りにおいて、特にお申し出がない限り継続契約の被保険者となります。ただし、途中「脱退事由」に該当した被保険者につきましてはこの限りではありません。
就業障害について	■就業障害(いかなる業務にも従事できない状態)とは、7大疾病(*)で入院または医師等の指示による自宅療養により、被保険者の経験や能力に応じたいかなる仕事もできない状態をいいます。くわしくは当行ホームページをご覗ください。 (*)7大疾病とは、3大疾病(悪性新生物(がん)※上皮内がんを除く・脳卒中・急性心筋梗塞)と、4つの生活習慣病(高血圧性疾患・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変)です。
お受け取りいただく保険金	■7大疾病で入院または医師等の指示による自宅療養により働けない状態が、30日間の免責期間を超えて継続した場合、31日目以降の就業障害期間に対し1ヶ月につき毎月平均返済予定額(*)を1年間を限度としてお受け取りいただけます。■7大疾病で入院または医師等の指示による自宅療養により働けない状態が、1年30日を超えて継続した場合、その時点での住宅ローン残高相当の保険金が債務の返済に充当されます。■保険金をご請求いただいた場合、引受保険会社による医師等の診断書による審査、または主治医への照会のために、保険金のお支払いまでにお時間をいただくことがあります。■住宅ローンのご返済は、保険金のお受取期間中も継続いたします(毎月のローン返済額の保険金は、住宅ローンのご返済とは別に、ご加入の際にお客様にご指定いただきましたローン返済用口座にお支払いいたします)。■7大疾病で就業障害となり、その就業障害期間の途中で、その疾病を理由としてやむを得ず会社を退職した場合でも、医師等が認定する就業障害期間については、保険金お支払いの対象となります。 (*)保険料払込月の前月末時点を基準とした年間返済予定額÷12となります。ただし、約定上の最終毎月返済分と最終ボーナス返済分は年間返済予定額の計算には含めません。ローン約定最終返済月までの期間が12ヵ月以内の場合は年間返済予定額を「約定残存ご返済月数-1」で割った額となります。
保険料	■保険料は月払いです、性別・年齢(5の倍数年齢)・お借入残高・毎月のご返済額等により決まります。お借入残高等により、毎月保険料は変動します。■保険料の払い込みはローンお借入時の翌々月からローンの約定最終返済月の前月までとなります(中途脱退時を除く)。■保険料は、ご指定いただくローンの返済用預金口座から毎月月末(土・日・祝日等の場合は前平日窓口営業日)に口座振替により引き落としさせていただきますので、前営業日までにご入金をお願いします。
脱退事由	以下の場合には自動的に脱退となります。 (1)ローンを一括完済したとき(金利低下等により約定最終完済月前に返済が終了する場合を含む)(2)代位弁済されたとき(団体信用生命保険金による弁済も含む)(3)被保険者が満80歳に達したとき(4)被保険者が死亡したとき(5)保険料相当額が3ヵ月続けて引落不能となったとき等 ※保険金支払対象事由以外で今後いかなる業務にも従事する見込みがなくなったときには、任意脱退のお手続きが必要となります。
保険金をお支払いしない主な場合	主に下記のような原因により生じた就業障害に対しては保険金をお支払いできません。 (1)所定の7大疾病以外の病気またはケガ(2)被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは病気(3)自殺、闘争または犯罪行為によるケガまたは病気(4)麻薬、あへん、覚せい剤等の使用によるケガまたは病気(5)戦争、内乱または暴動等によるケガまたは病気(テロを除く)(6)核燃料物質の有害な特性等によるケガまたは病気(7)就業障害発生後、30日間の免責期間中または保険責任対象期間開始前に発病した7大疾病による就業障害の場合(ただし、新規ご加入時の保険対象期間開始後1年を経過した後に開始した保険金支払事由については、保険金のお支払いの対象となります)等。告知書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知書等に正確に記載してください。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や、事実をお答えいただけない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。 【他の所得補償保険等で保険金や共済金が支払われていない場合】他の所得補償保険等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 【他の所得補償保険等で保険金や共済金が支払われている場合】すでに他の所得補償保険等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
取扱代理店	エムエスティ保険サービス株式会社 ※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。また、引受保険会社の取扱代理店には告知受領権があります。
その他	■住宅ローン、セカンド住宅ローンについて、くわしくは当行窓口またはホームページの説明書をご覗ください。■お借入利率は当行窓口、コールセンターまたはホームページでご確認ください。■住宅ローンのお申し込みに際しては当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望にそえない場合があります。なお、審査の内容についてはお答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。■パンフレットには、ご契約上の大切な事柄が記載されていますので、ご一読のうえ、保険契約後、引受保険会社より郵送される加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。また、加入者証は、加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。

■本パンフレットにおける「7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険」の概要説明は、当行が保険契約者としての立場から、住宅ローンご利用者のために行っています。いわゆる保険募集のための説明ではありません。ご加入にあたっては、必ず「加入依頼書兼告知書」に添付の重要事項説明書・約款をよくお読みください。

■本保険をお申し込みいただくかどうかが、当行でのお取り引き(融資・預金等)に影響するものではありません。本保険は預金等ではなく、預金保険制度の対象ではありません。

■この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象です。引受保険会社の経営が破たんした場合等には、保険金・返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

■総合先進医療特約・特定女性疾患および妊娠に伴う身体障害のみ補償特約については、「加入依頼書兼告知書」に添付の重要事項説明書・約款でご確認ください。

保険内容についてくわしくは、「加入依頼書兼告知書」に添付の重要事項説明書・約款でご確認いただくか、下記の取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先	エムエスティ保険サービス株式会社 TEL:0120-057-767 受付時間:平日9:00~17:00(土・日・祝日および年末・年始は休業とさせていただきます)
---------	---

3 大 疾 病 保 障 充 実 タ イ プ

安 心 の 保 険 料 タ イ プ

た い せ つ な ご 注 意 事 項

商 品 詳 細

3大疾病保障充実タイプ^{（金利上乗せ型）}

安心の保険料タイプ^{（保険料支払型）}

両タイプとも以下のサービスをご利用いただけます。

メディカルアシスト 自動セット



お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

24時間365日受付^(※1)



0120-708-110
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

救急医療相談

転院・患者移送手配^(※2)

がん専用相談窓口

予約制専門医相談

医療機関案内

(※1) 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
(※2) 実際の転院移送費用は、お客さまにご負担いただきます。

メンタルヘルスサポート 自動セット



職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて
心理相談員等にお電話でご相談いただけます。

受付時間

9:00～21:00
(日祝日を除く)



0120-783-503
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

介護アシスト 自動セット



介護に関する相談に電話でお応えします。
また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

受付時間



0120-428-834
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

インターネット介護情報サービス

インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」ホームページアドレス
www kaigonw ne jp

各種サービス優待紹介^(※1)

電話介護相談

(※1) サービスのご利用にかかる費用については、お客さまにご負担いただけます。お住まいの地域によってはご利用いただけなかつたり、優待を実施できないサービスもあります。本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

デイリーサポート 自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

受付時間



0120-285-110
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

・法律相談	: 10:00～18:00
・税務相談	: 14:00～16:00
・社会保険に関する相談	: 10:00～18:00
・暮らしの情報提供	: 10:00～16:00

■法律・税務相談^(※1)

■社会保険に関する相談^(※2) ■暮らしの情報提供

(※1) 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

(※2) 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

ご注意ください（各サービス共通）

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます）、またはそれらの方の配偶者^{*1}・ご親族^{*2}の方（以下サービス対象者といいます）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6歳等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。
- メディカルアシスト、介護アシストおよびメンタルヘルスサポートのメンタルヘルス電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客さまのご負担となります。
- ※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
- ※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」等を確認させていただきますのでご了承願います。



保険金ご請求に関するお願い

被保険者の方が対象疾病にかかった場合、本保険制度を有効にご活用いただくために、
以下内容をご家族・ご親族のみなさまに周知いただきますようお願いいたします。

- 本保険制度にご加入されていること、および本商品の内容（保険金支払対象となる疾病・補償条件等）
- 被保険者の方だけでなく、ご家族・ご親族の方からも保険金をご請求いただけること

また、就業障害が発生した場合等には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。

事故のご連絡・ご相談は東京海上日動安心110番（受付時間：365日24時間）

お問い合わせ



0120-720-110

保険金ご請求時の必要書類

・保険金請求書　・就業障害状況報告書　・診断書　・同意書

※上記以外にも書類のご提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

三菱UFJ銀行が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室0570-017109.03-5252-3772 月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)



三菱UFJ銀行コールセンター【住宅ローン】

0120-860-777

9:00～17:00(1/1～1/3、5/3～5/5を除く)

<https://www.bk.mufg.jp>

2022年2月作成・21-T05452

2022年4月1日現在(No.03225)